# 新専門医制度下の麻酔科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

## Ⅰ．はじめに

１． 麻酔科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
２． 麻酔科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」(以下、「カリキュラム制」) は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

## Ⅱ． カリキュラム制(単位制)による研修制度

１． 方針
１） 麻酔科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制」による研修を選択できる。
２） 研修期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」での研修完遂を推奨する。
３） 麻酔科領域の専門研修において「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合は、原則として、「プログラム制」での研修再開及び完遂を推奨する。

２． カリキュラム制による研修制度の対象となる医師
１） 義務年限を有する医科大学卒業生および地域医療従事者（地域枠医師等）
２） 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
３） 海外・国内留学する者
４） 麻酔科以外の基本領域の専門研修を修了してから麻酔科領域の専門研修を開始・再開する者
５） 臨床研究医コースの者
６） その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合（パワハラ等により研修継続が不可となった等)
※ 上記１） ２） ３）の者については、研修期間の延長による「プログラム制」での研修完遂を原則とする。研修期間の延長による「プログラム制」での研修を完遂することができない場合に限り、「カリキュラム制（単位制)」による研修を選択できる。

## Ⅲ．カリキュラム制における専門医認定の条件

１．麻酔科領域のカリキュラム制での専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。
１） 日本麻酔科学会の会員であること ２） 日本麻酔科学会の定めた研修期間を満たしていること
３） 日本麻酔科学会の定めた診療実績、及び臨床以外の活動実績を満たしていること
４） プログラム制と同一またはそれ以上の認定試験に合格すること

## Ⅳ．カリキュラム制における研修

### １．研修施設の条件

１）「カリキュラム制」における研修施設は、プログラム制における麻酔科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）及び専門研修連携施設（以下、連携施設）とする。

２）カリキュラム制における研修責任者（統括責任者）は、プログラム制における基幹施設の研修責任者とする。

### ２．研修期間として認められる条件

１） 研修時点において上記研修施設に認定されている施設の麻酔部門での研修であること

注）受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間において認定されていること

２） プログラム制による研修期間及びカリキュラム制による研修開始年月日以降の期間とし、期間の上限は設けない

３） 以下の期間は研修期間として認めない

① 医師臨床研修期間

② 他科専門研修プログラムでの研修期間

４） 研修期間として認める研修は、麻酔科専門医試験の初回受験申請年の 3 月 31 日時点から遡って 10 年間とする.

### ３．研修期間（単位）の算出

１） 基本単位

「フルタイム勤務」で「１ヶ月間」の研修を１単位とする。

２） 「フルタイム勤務」の定義

職員として勤務している基幹施設又は連携施設において、当該施設の正規職員の全日勤務時間を週３日以上にわたり麻酔部門の業務に専従することとする。

３） 「１ヶ月間」の定義

暦歴（その月の 1 日から末日）をもって「１ヶ月間」とする。

４） 「フルタイム勤務」でない研修期間の換算方法

①週３日以上の専従勤務でない研修期間の単位は、週 1 日では 1/3、週 2 日では 2/3 を乗じた単位数とする

②いわゆる午前のみ、午後のみなど、全日に満たない勤務については、単位数に換算できない。（診療実績は認める。）

５） 職員として勤務している基幹施設又は連携施設での日直・宿直勤務

研修期間ではあるが、単位数に換算できない。（診療実績を認める。）

６） 職員として勤務している基幹施設又は連携施設以外での勤務

研修期間に関する勤務時間に含めず、単位数に換算できない。（診療実績として認められない。）

７）産休・育休・病欠・留学の期間の算出

カリキュラム制はこれらのライフイベントに対応する制度であるため、これらの期間を研修期間に算

入しない

４．必要とされる研修期間

１） 「基幹施設」または「連携施設」における 48 単位以上の研修を必要とする。

２）カリキュラム制における統括責任者は研修履歴および研修内容を評価し、必要な研修期間（単位数）を満たしていた場合に研修終了を承認する

Ⅴ．カリキュラム制における必要診療実績および臨床以外の活動実績に関する条件

１．診療実績

１） 以下の研修期間における診療経験のうち、カリキュラム統括責任者が承認したものを診療実績として認める

① 職員として勤務している基幹施設又は連携施設において、研修期間として算出された期間内の経験症例を、診療実績として認める。

② 医師臨床研修期間の経験は、以下の条件に限り診療経験のみを診療実績として認める。

麻酔科専門研修プログラム制による基幹施設又は連携施設での診療経験であること

③ 医師臨床研修修了後で他科専門研修プログラムの研修期間となっていない期間の診療経験は、以下の条件に限り診療経験のみを診療実績として認める。

麻酔科専門研修プログラム制による基幹施設又は連携施設での診療経験であること

注）医師臨床研修終了後で他科専門研修プログラムの研修期間となっている期間の診療経験は、診療実績として認めない。

２）診療実績に基づく研修期間について、研修単位集計表≪別添≫を本学会に提出する。

○○年１月 □□病院（基幹施設／連携施設） 単位数 （根拠資料①….）

○○年２月 □□病院（基幹施設／連携施設） 単位数 （根拠資料②….）

２．必要とされる経験症例

１） 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。

また、「プログラム制」と同様、基本的には，研修プログラム外の施設での経験症例は算定できないが，地域医療の維持などの目的のある場合において，研修プログラム外の施設であっても，研修プログラム管理委員会が認めた認定病院において卒後臨床研修期間の 2 年の間に経験した症例のうち，専門研修指導医が指導した症例に限っては，専門研修の経験症例数として数えることができる.

３．必要とされる臨床以外の活動実績

１）必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。

Ⅵ. 麻酔科専門研修カリキュラム制による研修開始の流れ

１．麻酔科専門研修カリキュラム制による研修の新規登録

１）日本専門医機構への登録

①カリキュラム制研修を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

２）研修の申請

① カリキュラム制研修を希望する医師は、「麻酔科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、本学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「麻酔科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

主たる研修施設はプログラム制における麻酔科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）及び専門研修連携施設（以下、連携施設）であること。

３） 研修の許可

① 本学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を希望する理由について審査を行い、Ⅱ．２）に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

２．麻酔科専門研修プログラム制から麻酔科専門研修カリキュラム制への移行登録

１）麻酔科専門研修を「プログラム制」で研修を開始したものの、研修期間の延長によるプログラム制での研修完遂ができない合理的な理由が発生してカリキュラム制 での研修に移行を希望する専攻医は、麻酔科専門研修プログラム制から カリキュラム制への移行登録を申請する。

２） 研修の制度移行の申請

① カリキュラム制による研修への移行を希望する専攻医は、「麻酔科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、本学会及び日本専門医機構に提出する。

② 「麻酔科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

主たる研修施設は、プログラム制における麻酔科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）及び専門研修連携施設（以下、連携施設）であること

３） 研修の制度移行の許可

① 本学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ．２）に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者は、本学会の審査で許可されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

再度、専門研修プログラム委員会において、移行の可否について再度審議される。

４） カリキュラム制による研修の登録

① カリキュラム制による研修への移行が許可された専攻医は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として移行登録する。

５） 研修の制度移行に伴う研修期間・診療実績の取り扱い

① プログラム制における研修期間は、カリキュラム制への移行後においても研修期間として認める。

② プログラム制における診療実績は、以下の条件に限りカリキュラム制への移行後においても診療実績として認める。

麻酔科専門研修プログラム制による基幹施設又は連携施設での診療経験であること

３．麻酔科以外の専門研修プログラム制から麻酔科専門研修カリキュラム制への移行登録

１） 麻酔科以外の専門研修プログラム制から麻酔科専門研修カリキュラム制への移行は認めない。

２）麻酔科以外の専門研修プログラム制を辞退した専攻医は、あらためて麻酔科専門研修プログラム制での研修を開始するか、若しくは麻酔科専門研修カリキュラム制（単位制）での研修を開始する。